

令和 7 年度		調 査	
胎内市畜産臭気濃度測定業務委託 設 計 書		設 計	
委 託 番 号		履 行 場 所	
		胎内市 乙・築地 地区	
	実 施 ・ 元	変 更	
設 計 額	円	円	
契 約 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	
委 託 ・ 履 行 日 数	委託日数 日間 又は 履行期限 令和 7年 9月 26日	日間 (付与日数 日間) 又は 履行期限 令和 年 月 日	
実 施 (元) 設計概要	胎内市畜産臭気濃度測定 分析 (臭気指数) 1式 (13施設、26検体)	変 更 設計概要	

畜産臭気濃度測定業務 内訳表

第2号内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	対象外経費	備 考
直接人件費 敷地境界域測定A (9:00~13:00)						
		日				第1号単価表
敷地境界域測定B (15:00~19:00)						
		日				第2号単価表
計						

畜産臭気濃度測定業務 内訳表

第3号内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	対象外経費	備 考
直接経費						
旅費・交通費		日				
		往復				
計						

敷地境界域測定A

直接人件費明細 内訳表

第1号単価表

1日当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
1. 敷地境界域測定A (9:00~13:00)					
①技師補		日			
②助手		日			
合計					

敷地境界域測定B

直接人件費明細 内訳表

第2号単価表

1日当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
1. 敷地境界域測定B (15:00~19:00)					
①技師補		日			
②助手		日			
合計					

胎内市畜産臭気濃度測定業務委託仕様書

1 業務名

胎内市畜産臭気濃度測定業務委託

2 目的

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき市が指定した規制区域のうち、第1種区域に該当する乙地区・築地地区に存在する畜産事業所の臭気濃度調査を行うことにより、同法の基準を遵守し、畜産環境対策を図り、周辺的生活環境を保全及び改善することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年9月26日まで

4 業務内容

市内の畜産事業所の畜舎等からの臭気濃度（臭気指数）測定を行う。

(1)業務場所

業務場所は別表1によるものとし、いずれも敷地境界の風下にて測定を行う。

(2)試料採取時期及び回数

試料採取は、7月末までに、別表1により行う。

ただし、天候不順等により、これにより難しい場合は市と協議するものとする。

(3)調査項目

調査項目は、天候、気温、湿度、風向、風速、臭気指数、臭気濃度とする。

(4)試料採取

① 試料採取日、予備日、時間は、土日、祝日を除く日のうち事前に協議をし、決定する。試料採取時間は、市が指定する。

② 試料採取については、当日の天候や風による臭気への影響がないことを確認した上で実施する。敷地境界にておおよその風下の測定位置を決定してから、試料採取を行うこととする。

③ 試料採取は、市の調査職員の立ち会いのもと、適切に行う。その後、受注者は採取した試料を臭気の影響がない場所で分析する。

(5) 調査方法

① 調査は、臭気判定士の資格を有する作業責任者のもとで行うこと。

② 調査方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（環境庁告示第63号）に基づく方法とし、臭気濃度は臭気指数の測定した結果により算出すること。なお、臭気指数の定量下限値については、10とする。

③ 試料採取に用いる器具については、汚染防止のため、採取場所ごとに交換すること。

④ 判定試験は、原則として試料採取した当日に行うが、午後3時から午後7時に採取したものについては翌日午前中に行うことも可とする。また、試験終了後に速やかに臭気指数を速報として報告すること。

5 報告書

次に掲げる項目を記載した報告書を作成し、測定終了後提出すること。

- ①調査概要（業務名・会社名・試験責任者・調査場所）
- ②調査日時（試料採取日・測定日）及び調査項目
- ③調査場所の図（調査位置、風向、風速）
- ④試料採取状況写真
- ⑤測定方法
- ⑥測定結果

6 作業写真の撮影

受注者は、試料採取中の様子がわかる写真を撮影し、報告書に記載する。

7 安全管理

- (1)受注者は、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準を十分に守ること。また、場内及び付近の住民に迷惑を及ぼさないよう適切な措置を行うこと。
- (2)受注者は、委託場所における作業員の安全に万全を期し、事故の発生を防止しなければならない。

8 事故の発生

- (1)受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に傷害を生じる事故、または第三者に損害を与える事故などが発生したときは、遅延なくその状況を調査職員に報告し、応急措置を取ること。
- (2)業務の実施にあたり、受注者の原因で発生した事故等の責任及び費用の一切の負担は、受注者が負うものとする。また、施設等に損傷を与えた場合は調査職員の指示に従い、速やかに修理、復旧すること。

9 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

別表 1

地区		採取場所	試料採取数	
			9時から 13時まで	15時から 19時まで
築地地区	①	(有)阿賀北ファーム	1 試料	1 試料
	②	(株)ナカシヨク (中条離乳農場)	1 試料	1 試料
	③	(株)ナカシヨク (中村浜エッグセンター)	1 試料	1 試料
	④	(株)ナカシヨク (堆肥処理施設)	1 試料	1 試料
	⑤	(有)中条たまご (山王農場)	1 試料	1 試料
	⑥	(有)中条たまご (堆肥施設)	1 試料	1 試料
	⑦	(有)中条たまご (築地農場)	1 試料	1 試料
	⑧	(株)北越鶏園 (中条エッグファーム)	1 試料	1 試料
乙地区	⑨	ホンダエッグ(株)	1 試料	1 試料
	⑩	(有)シムラ (ダイイチファーム)	1 試料	1 試料
	⑪	(有)シムラ (中条ファーム1)	1 試料	1 試料
	⑫	(有)シムラ (中条ファーム2)	1 試料	1 試料
	⑬	(株)ナカシヨク (大日裏農場)	1 試料	1 試料